

## 森林環境譲与税が充てられた事業等経費

平成31年3月に「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」が成立しました。これにより、「森林環境税」（令和6年度から課税）及び「森林環境譲与税」（令和元年度から譲与）が創設されました。

森林環境譲与税は、市町村においては、間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の「森林整備及びその促進に関する費用」に充てることとされています。

適正な使途に用いられることが担保されるように森林環境譲与税の使途については、市町村等は、インターネットの利用等により使途を公表しなければならないとされています。

令和3年度の板橋区の森林環境譲与税が充てられた事業等は以下のとおりです。

【 歳 入 】 森林環境譲与税交付金 46,159 千円

【 歳 出 】 森林整備及びその促進に関する事業等に要した経費 46,207 千円

単位：千円

| 項 目                  |                            | 令和3年度<br>決算額 | 財源内訳 |        |                  |
|----------------------|----------------------------|--------------|------|--------|------------------|
|                      |                            |              | 特定財源 | 一般財源   | うち森林環境<br>譲与税交付金 |
| 緑化<br>対策費            | 「板橋区の森」<br>維持管理経費          | 1,484        | 0    | 1,484  | 1,484            |
| 環境<br>管理費            | ゼロカーボンシティ表明に<br>係る木製バッジの作成 | 199          | 0    | 147    | 52               |
| 森林環境<br>譲与税基金<br>積立金 | 森林環境譲与税基金積立金               | 44,524       | 0    | 44,524 | 43,534           |
| 合 計                  |                            | 46,207       | 0    | 46,155 | 45,070           |

※森林環境譲与税交付金の額に対して、森林整備及び促進に関する事業に要した経費が少ない理由  
新型コロナウイルス感染症の影響及び天候等の理由により、「板橋区の森」維持管理事業を行なえなかったため。

※執行残となった1,089千円は、令和4年度に森林環境譲与税基金への積立を行ないます。